報告第７号

令和６年度大田原市下水道事業会計予算繰越計算報告について

令和６年度大田原市下水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第２６条第３項の規定により報告する。

令和７年６月６日提出

大田原市長　相　馬　憲　一

令和６年度大田原市下水道事業会計予算繰越計算書
地方公営企業法第２６条第１項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事　業　名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産購入限度額	説　明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金			
			円	円	円	円	円	円	円	円	
1 資本的支出	1 建設改良費	大田原公共下水道汚水全体計画見直し業務委託	19,030,000	0	19,030,000	0	0	19,030,000	0	0	上位計画である栃木県の「那珂川流域別下水道整備総合計画」が見直し作業中であり、協議調整に不測の日数を要したため、履行期間を延長し翌年度に事業費を繰り越す。
		市野沢汚水幹線381号外５築造工事	53,220,000	19,880,000	33,340,000	13,342,500	18,300,000	1,697,500	0	0	湧水が多く発生し、掘削及び埋戻し作業に不測の日数を要したため、工事期間を延長し翌年度に事業費を繰り越す。
		流域下水道事業市町負担金	13,497,306	1,359,129	12,138,177	0	12,100,000	38,177	0	0	栃木県が実施する流域下水道事業が繰越事業となったため、翌年度に市町負担金を繰り越す。
合　計			85,747,306	21,239,129	64,508,177	13,342,500	30,400,000	20,765,677	0	0	